

# 保土ヶ谷公園 整備・管理計画

---

保土ヶ谷公園の 今後 10 年間の取組方針

**素案**

## 構 成

はじめに	2
第1章 保土ヶ谷公園の概要と特性	3
第2章 公園の目指す姿と重点的な目標	9
第3章 取組方針	12
資料編（過去の経緯・調査データ等）	別冊

## はじめに

平成 31 年 3 月に、県立都市公園の整備と管理に係る諸課題を整理し、これを踏まえ、より良い公園づくりに取り組むための基本方針として「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」（以下「基本方針」という。）を改定しました。

「保土ケ谷公園 整備・管理計画」は、この「基本方針」を具体的に実現するため、保土ケ谷公園の特性や社会状況を踏まえて、今後 10 年間で特に配慮すべき課題を整理した上で、保土ケ谷公園の目指す姿とその実現に向けた目標、取組方針を定めたものです。

この計画により、県と指定管理者が保土ケ谷公園の目指す姿や取組を共有するとともに、県立都市公園では、公園管理者のほか、民間事業者、関係団体、公園利用者など、多様な主体により整備や管理、運営が行われていることから、それぞれの主体が効果的・効率的な取組の展開につなげていけるよう、公園に関わる様々な人たちが、公園の特性や目指す姿、取組方針などを共有するために活用していきます。

また、計画に掲げられた目標の達成状況や各取組の進捗状況や社会状況を踏まえ、おおむね 5 年を目安に、必要に応じて見直しを行っていきます。

### 【参考】神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針

基本方針では、5つの視点から10の施策の方向性と24の施策の展開による体系を示しています。

視点	施策の方向性	施策展開の具体例
Ⅰ 自然環境の保全と活用	(1)生態系や生物多様性の保全	①自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映
		②外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり
	(2)地球環境問題等への地域からの対応	③環境学習フィールドとしての機能向上
		④環境負荷軽減の推進と都市間環境問題へのアプローチ
Ⅱ 災害対応の推進	(3)緊迫する自然災害への対応	⑤より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上
		⑥様々な災害に対応する防災施設の整備
Ⅲ ユニバーサルデザインの推進	(4)誰もが安全・安心にすごせる公園づくり	⑦安全で安心な公園のための施設の整備と管理
		⑧ユニバーサルデザインの推進
		⑨誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供
Ⅳ 地域活性化への貢献	(5)歴史や文化の継承と創造	⑩歴史資源や伝統行事の継承
		⑪地域文化を育む舞台となる公園づくり
	(6)地域と一体となった魅力の向上	⑫周辺施設や観光資源とのネットワーク
		⑬地域活性化の推進
Ⅴ 効率的で効果的な公園整備とサービス	(7)質の高いサービスの提供	⑭風景美術館を目指した景観づくり
		⑮指定管理者制度の効果的運用
		⑯ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実
	(8)多様な主体との連携	⑰広報、情報発信等の工夫
		⑱連携の多様化
		⑲民間活力の利用（Park-PFI等の活用）
	(9)既存公園の再生	⑳連携のための仕組みの推進
		㉑公園施設長寿命化計画の策定と更新
(10)都市の魅力を高める都市公園整備の着実な推進	㉒公園再生の着実な推進	
	㉓都市公園の着実な整備の推進	
		㉔国と連携した緑の拠点整備

## 第1章 保土ヶ谷公園の概要と特性

### 1-1 保土ヶ谷公園の概要

(1) 所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台、明神台、仏向町

#### (2) 都市計画の概要

ア 都市計画決定

	日付	番号	面積
当初	1941(昭和16)年5月3日	内務省告示第234号	89.2ha
最終	1997(平成9)年9月5日	県告示第711号	34.0ha

イ 公園種別 運動公園

#### (3) 都市公園の開設の概要

	日付	面積
当初	1957(昭32)年4月9日(一部開園)	20.8ha
最終	(確認中)	34.0ha

#### (4) 位置図



(5) 航空写真



(6) 公園の主な施設

硬式野球場、テニスコート、ラグビー場、サッカー場、体育館、プール、ピクニック広場、梅園、けやき広場、アスレチック広場、アートホール※ など

※は都市公園法第5条の許可による設置管理許可施設

(7) 利用状況

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
合計(人) 732,600	86,900	63,300	54,100	90,400	100,100	79,800
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	58,000	50,600	32,100	29,300	44,000	44,000

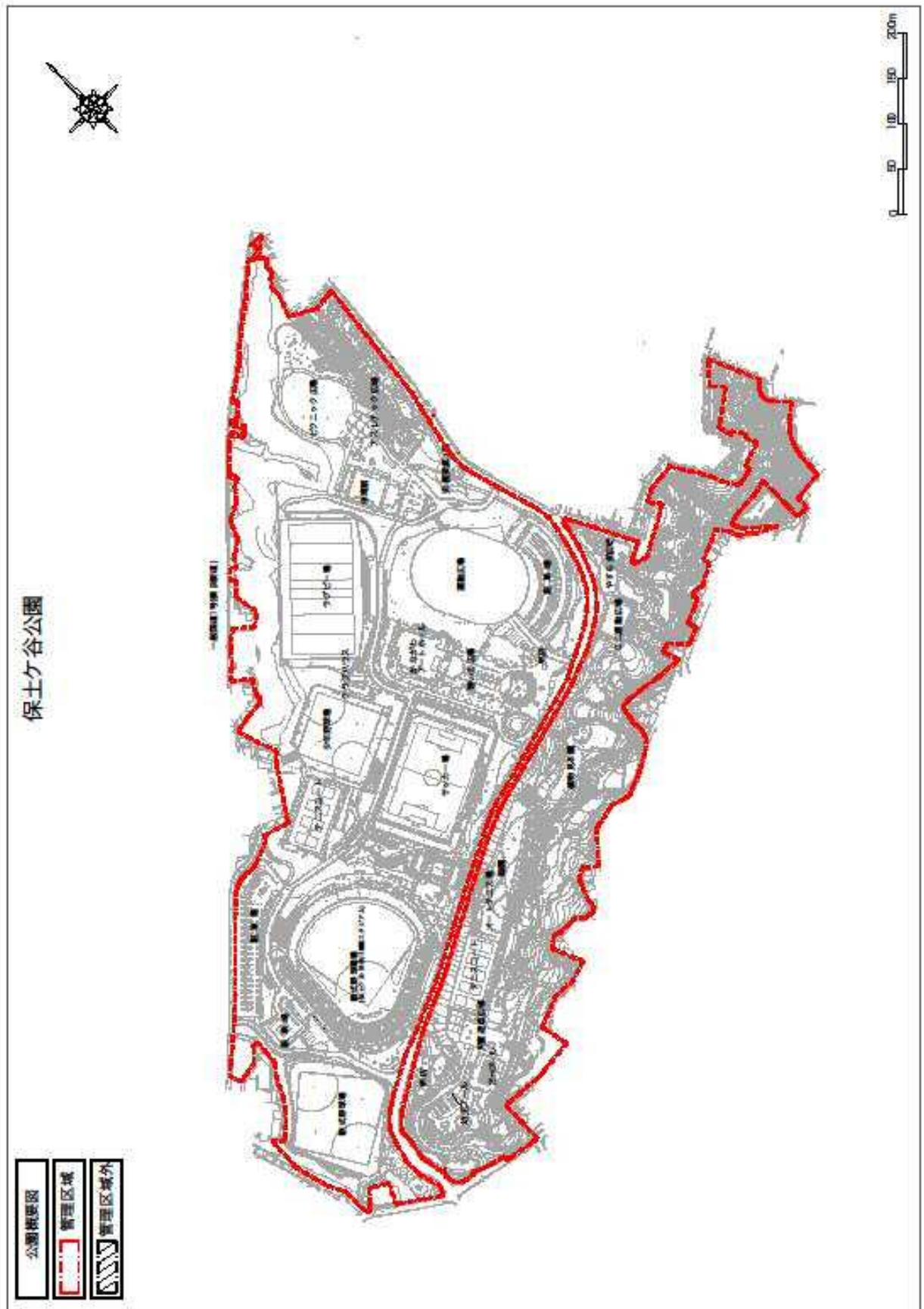
(8) 主なイベント開催状況

各種健康づくり教室やサッカー、ラグビー教室などのスポーツ系イベントの他、「保土ヶ谷区民まつり」や「梅まつり」など、地域と連携した催し物が行われている。

定例イベント	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
梅まつり		●										
ふれあいサッカー教室		●			●					●		
七夕飾り							●					
森のあそび											●	
銀杏並木ライトアップ											●	
プレイパーク	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	

未定稿

【保土ヶ谷公園概要図】



## 1-2 公園の特性

### (1) 公園の成り立ち

日本初の広域的な緑地計画である「東京緑地計画」において、昭和39年に66.1haの公開緑地として決定され、その後の国際情勢の緊迫化に伴う首都防衛を目的に、花見台の周辺89.2haが、昭和16年に防空大緑地（保土ヶ谷緑地）として都市計画決定されました。戦後、そのうちの48haが農地として開放される一方で、残りの土地に総合運動場を建設することが決定されました。昭和23年に着手されたこの事業は、神奈川県における戦後の公園事業の幕開けとなった歴史的な事業でした。

昭和24年には、保土ヶ谷球場が完成したものの、朝鮮動乱の影響により完成直後のサッカー場と工事中の運動広場の一部が駐留軍に接收されてしまいました。しかし、その間も施設整備が進められ、昭和32年には接收部分が返還され、県立公園として開園しました。その後も計画的に整備が進められ、平成10年に開催された神奈川県での第53回国民体育大会の開催を契機に再整備を行い、現在に至っています。

### (2) 公園の特性

本公園は、JR横浜駅から西南西約3.5km・保土ヶ谷駅の北西約1.5kmの丘陵に位置する、県内で最初に誕生した運動公園です。防空大緑地として取得した土地の一部で、戦後の戦災復興の一環として整備が開始され、野球場、サッカー場、ラグビー場など、次々と運動施設を整備してきました。

また、これと併せて、いこいの広場、噴水広場、梅園などを整備し、現在では、スポーツとやすらぎの場として、広く県民に親しまれています。

なかでも、高校野球の県大会会場をはじめ、アマチュア野球のメッカとされている硬式野球場、ワールドカップサッカー大会の公式練習場となった質の高い天然芝グラウンドのあるサッカー場、全天候型利用が可能な人工芝のラグビー場、さらには、文化活動の拠点となる「かながわアートホール」とその周辺広場など、スポーツと文化の拠点となっています。



## (2) 公園特性の全体把握表

「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」に示す特性項目により、保土ヶ谷公園の特性を整理します。

特性	特性項目	公園の状況
自然	①緑地	公園の北側、南側には斜面林が残り、かつての雑木林が常緑樹林に遷移しつつある。それ以外の樹林はほとんどが植栽由来である。
	②生態系	公園の植栽地や斜面林で身近な生物を観察できる。
	③地形状況	丘陵地上部が台地上に造成された平坦地と周辺の斜面地（がけ地）が主となっている。
防災	④防災	神奈川県地域防災計画では広域応援活動拠点に、横浜市地域防災計画では広域避難場所に指定されている。
歴史文化保有状況	⑤歴史	首都圏における広域的な緑地計画が元となり、県内で初めて造られた運動公園である。
	⑥文化	かながわアートホール、ギャラリーがある。
交通状況	⑦交通アクセス	最寄り駅「横浜駅」「保土ヶ谷駅」「星川駅」各駅からバスがある。 最寄りIC「藤塚IC」から約1.5kmの距離にある。
	⑧駐車場容量	3カ所（臨時含む） 大型29台、普通車752台
周辺状況	⑨2km圏内（徒歩）	鉄道や幹線道路が走り、密な市街地となっている。圏域人口は約14万人。
	⑩10km圏内（乗り物）	横浜市の中心部が含まれ、市街地が連坦している。多くの観光資源や公共施設が設置している。圏域人口約250万人。
レクリエーション施設	⑪レクリエーション	公式野球場、サッカー場、プール、体育館などスポーツ施設がある。
利用者	⑫利用者数	年間約80万人
	⑬利用者ニーズ	スポーツ施設利用の他、「散策・散歩」や「ピクニック」利用が多い。
	⑭イベント	スポーツ施設を活用したスポーツイベントや本公園ならではのスポーツ、アートをテーマとしてフリーマーケットが開催されている。
開園時期	⑮開園時期	昭和32年の開園のため、老朽化施設が多くなっている。
住民参加	⑯住民参加	維持管理や運営への協働として、花壇の植付や、子供たちがプレイリーダーのもと外遊びを行うイベントなどが行われている。

### 1-3 重点的な課題

基本方針に示した、県立都市公園が抱える8つの課題の中で、保土ヶ谷公園において、今後10年間で特に配慮が必要な課題は次のとおり設定します。

#### 課題1 効率的で効果的な公園整備と維持管理

保土ヶ谷公園は、戦後直後から震災復興の一環で、運動施設の整備を進めてきました。いくつかの施設は機会をとらえ施設更新を行いました。多くが平成10年に開催された第53回国民体育大会を契機とした再整備であり、施設の老朽化が目立ち始めていることから対応が必要となっています。

#### 課題4 持続可能な社会の実現への更なる取組み

樹林地においても樹木の太木化及び密林化により、植生の単一化や高齢化した林齢などによる多様性や活力の低下が生じており、生物多様性の観点からも適切な樹林地管理が必要となっています。

#### 課題5 大規模な自然災害への具体的で実効性のある対応

老朽化が進んでいる体育館をはじめとする諸施設が災害発生時に避難場所などとして有効に機能する措置が必要となっています。

#### 課題6 高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり

近年の台風や豪雨の増加もあり、樹林地においても樹木の太木化及び密林化と併せて、植生の単一化や斜面崩壊の恐れが生じていることから、安全で安心な公園の観点からも適切な樹林地管理や法面対策が必要となっています。

また、高齢者人口の増に伴い、健康維持の場としてのニーズの受け皿、地域における社会的活動への参画の機会の提供、障がい者スポーツの普及拡大などが求められていることから、安全で安心な公園利用を提供する施設改修などを進めていく必要もあります。

#### 課題7 周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じての地域活性化への貢献

保土ヶ谷公園は運動公園という特性から、運動施設の利用者が多く、スポーツのオフシーズンには公園利用者が他の時期と比べて少なくなっています。様々な健康づくりやスポーツの他、梅の花見など、一年を通じて利用者を増加させるよう、文化的なイベントの実施や情報発信の工夫なども必要となっています。

#### 【参考】今後の県立都市公園の整備・管理に係る課題（「基本方針」より）

課題1	効率的で効果的な公園整備と維持管理
課題2	県立都市公園の整備・管理の新たな指標の確立
課題3	サービス水準の確保と更なる向上
課題4	持続可能な社会の実現への更なる取組み
課題5	大規模な自然災害への具体的で実効性のある対応
課題6	高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり
課題7	周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じての地域活性化への貢献
課題8	県民、NPO、民間事業者など多様な主体との協働・連携の推進

## 第2章 公園の目指す姿と重点的な目標

### 2-1 公園の目指す姿

保土ヶ谷公園は、かつて戦災による被害を防止する緑地としての役割を担っていました。今日では、拡大した市街地における大規模地震時の広域応援活動拠点としての活用のほか、避難地や延焼防止など、周辺の保土ヶ谷緑地と併せ、市街地における防災上の重要な役割を担っています。また、市街化の進んだ横浜市中心地に近い位置にあって、市街地の無秩序な拡大防止や潤いのある都市景観の維持、身近な自然を保全する上で、貴重な緑の空間であり、日常生活における散策など、休養の場にもなっています。

また、県立都市公園唯一の運動公園として、本格的な運動施設を有する中、もっぱら県民を中心としたアマチュアスポーツの拠点となっており、県民のスポーツ・レクリエーションニーズに応える場となっています。

一方、斜面地の崩落による災害の危険性、樹木の太木化・密林化による倒木被害の可能性、施設の老朽化などの課題も顕在化しつつあります。これらの課題に対応しながら、保土ヶ谷公園が提供する価値を維持、発展させ、誰もが安心して公園を利用できるようにするため、保土ヶ谷公園のめざす姿を次のとおり設定します。

#### 【保土ヶ谷公園の目指す姿】

- ・運動公園ならではの、質の高いスポーツ環境の維持、健康増進とスポーツ普及への貢献
- ・都市に位置する公園として、自然環境の保全と憩いやレクリエーションの場としての活用
- ・大規模地震時の広域活動拠点や広域避難地としての機能確保

## 2-2 今後10年間を見据えた重点的な目標

保土ヶ谷公園のめざす姿を実現するため、基本方針の施策体系（視点、施策の方向性、施策展開の具体例）から、次のとおり今後10年間を見据えた重点的な目標を設定します。

目標の達成にあたっては、公園の管理者である県、指定管理者だけでなく、地元市や県民の方々、民間企業など、多様な主体との協働により進めることとします。

### **【目標】 計画的な自然環境の保全と活用**

県民やボランティア団体等と協働して、生態系や景観、周辺環境との調和に配慮した適正な樹木管理や草刈りをなどを行うことにより、大木化・密林化、竹林の拡大等を解消し、主に二次林として良好な樹林地を維持するなど、計画的な自然環境の保全と活用を行います。

<b>【施策体系】・視点</b>	I 自然環境の保全と活用
・ 施策の方向性	(1) 生態系や生物多様性への配慮
・ 施策展開の具体例	① 自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映

### **【目標】 広域避難場所及び広域応援活動拠点としての機能向上**

横浜市や地元自治会などと連携し、災害発生時や復旧・復興時の公園利活用に向けての施設整備・改修、備品の整備管理、役割分担の確認、防災訓練等、広域避難場所及び広域公園活動拠点としての機能向上を図ります。

<b>【施策体系】・視点</b>	II 災害対応の推進
・ 施策の方向性	(3) 緊迫する自然災害への対応
・ 施策展開の具体例	⑤ より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上

### **【目標】 誰もが安全に楽しめ、利用できる公園**

樹林地の適切な管理・整備により、樹木や斜面地の安全対策とともに、サイン等の色づかひの配慮など、障がいのある方や高齢の方、外国人など誰にも優しい公園となるようなユニバーサルデザインなどによる施設改修、さらには施設利用の受け入れや、利用の機会を増やしていくなどのソフト面の充実も図り、誰もが安全に楽しめ、利用できる公園とします。

<b>【施策体系】・視点</b>	III ユニバーサルデザイン推進
・ 施策の方向性	(4) 誰もが安全・安心に過ごせる公園づくり
・ 施策展開の具体例	⑦ 安全で安心な公園のための施設の整備と管理 ⑧ ユニバーサルデザインの推進 ⑨ 誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供

## 【目 標】 スポーツと文化の拠点の維持

スポーツや健康づくりに関する教室、講演会、展示会等を開催し、スポーツの世界を色々な面から考え楽しむ機会の創出や、様々な文化活動を行う場所として、関係者の交流や情報の発信を進めます。また、これらの取組を大きく展開させるために、必要に応じ施設の改修・整備を行い、スポーツや文化の拠点として維持します。

【施策体系】・視点	IV 地域活性化への貢献
・ 施策の方向性	(5) 歴史や文化の継承と創造
・ 施策展開の具体例	① 地域文化を育む舞台となる公園づくり

## 【目 標】 老朽化した施設の計画的な更新

事後的な修繕補修から予防保全的な維持管理への転換を推進し、施設の維持管理に要する負担を平準化するとともに、ライフサイクルコストの低減を図るため、「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の計画的な更新を行います。

なお、長寿命化計画は必要に応じて適宜見直し、予防保全的な補修だけでなく、機能向上や維持管理経費の削減に着目した施設の再生や、法令・規則等の改正に対応した施設改修や、機器類の機能向上や増加に伴う電気設備等インフラ施設の改修にも取り組みます。

【施策体系】・視点	V 効率的で効果的な公園整備とサービス
・ 施策の方向性	(9) 既存公園の再生
・ 施策展開の具体例	② 公園長寿命化計画の策定と更新

## 第3章 取組方針

保土ケ谷公園が今後 10 年間を見据えた目標を実現するため、利用者へのサービスの向上を念頭に、管理や整備に関わる取組方針について、安全・安心への取組にも考慮し、次のとおり定めます。

### 3—1 管理運営方針

#### (ア) 基本方針

運動公園として質の高いスポーツ環境を維持し、これを広く県民に提供することにより、健康の増進とスポーツの普及に努めます。また、県民等との協働の元に、自然環境の保全を図るとともに、憩いの場、レクリエーションの場として魅力ある公園づくりを進めます。

#### (イ) 自然環境保全方針

都市の中の身近な自然空間である園内の緑地の保全・育成に努め、周辺環境との景観に配慮します。また、自然観察や様々な体験学習などを通じて、緑地の持つその機能を県民に提供します。

#### (ウ) 運営方針

目標を踏まえた、保土ケ谷公園の運営における特に留意すべき事項は次のとおりです。

- 利用者の声に耳を傾け、管理運営に反映します。
- 講習室・資料展示館等は公園利用者へのサービス提供や情報発信拠点、環境学習拠点、交流拠点として運営します。
- 広場等のオープンスペースは、幅広い利用や活動の可能性があることから、あらゆる機会を通じて公園がより活発に利用されるような運営をします。
- 公園をフィールドとして活動する多様な人材の発掘と、ネットワークの形成に努めるとともに、様々な市民グループとの連携によって公園利用の促進に努めます。
- 本公園は、災害時の広域避難場所及び広域応援活動拠点であり、その防災機能を確保するなど、多様なニーズに応じた利用や役割を担えるような管理運営を行います。
- 環境に配慮した管理運営面では、ゴミの持ち帰り・省エネルギー・クリーンエネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を、園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めます。

#### (エ) 維持管理方針

目標を踏まえた、保土ケ谷公園の維持管理における特に留意する事項は次のとおりです。

- 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解したうえで清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行います。
- 植物管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）については、植生状況を把握し、各植物の特性及び生態系に配慮したうえで、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行います。

- 遊具や木製施設などの施設については、重点的に巡視・点検を行いその状況をよく把握し、安全に利用できるよう維持管理を行います。
- 利用者や市民グループなどとの情報交換を図りながら、維持管理業務を行います。

### 3-2 安全・安心な公園への方針

地震・台風・大雨などへの対応、公園施設の老朽化に起因する事故の発生に未然防止、新型コロナウイルス感染症の拡大など近年の社会状況を踏まえ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次のとおり対応します。

#### (1) 地震災害

保土ヶ谷公園は、神奈川県地域防災計画では広域応援活動拠点に、横浜市地域防災計画では、広域避難場所に指定されています。大規模地震等、大規模災害発生時には、県・地元市町村・指定管理者と連携・協力して災害対応に努めます。

#### (2) 気象災害（台風・大雨等）

台風や豪雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践します。また、県、指定管理者及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、必要な場合は、被害軽減のための事前処理の準備を行います。

#### (3) 公園の安全管理

園路や休憩施設、遊具などの公園施設は、専門業者による点検や公園管理者による日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行います。また、施設沿いは、除草や剪定をこまめに行い、周囲からの死角を解消し事件・事故の発生を未然に防止します。その他、想定される様々危機への的確な対応に努めます。

### 3-3 ゾーン別の方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンの現況等も踏まえ機能・目的・自然環境等により類型化し、ゾーンごとの方針を定めます。

#### (1) 運動施設のゾーン

唯一の県立運動公園として、県民の健康の増進とスポーツの普及に寄与するよう、公民の連携も含めて多様な運動施設を良好な環境で広く県民に提供できるようにします。

#### (2) 緑地保全のゾーン

都市に残された貴重な緑地としての樹林地や小型生物の育成、環境保全を通じて、生物多様性の確保に努めるとともに周辺環境との景観に配慮します。

#### (3) 多目的利用のゾーン

散策や鑑賞、軽い運動など、多様な余暇活動の拠点として、安全で快適な多目的利用に供するゾーンとします。

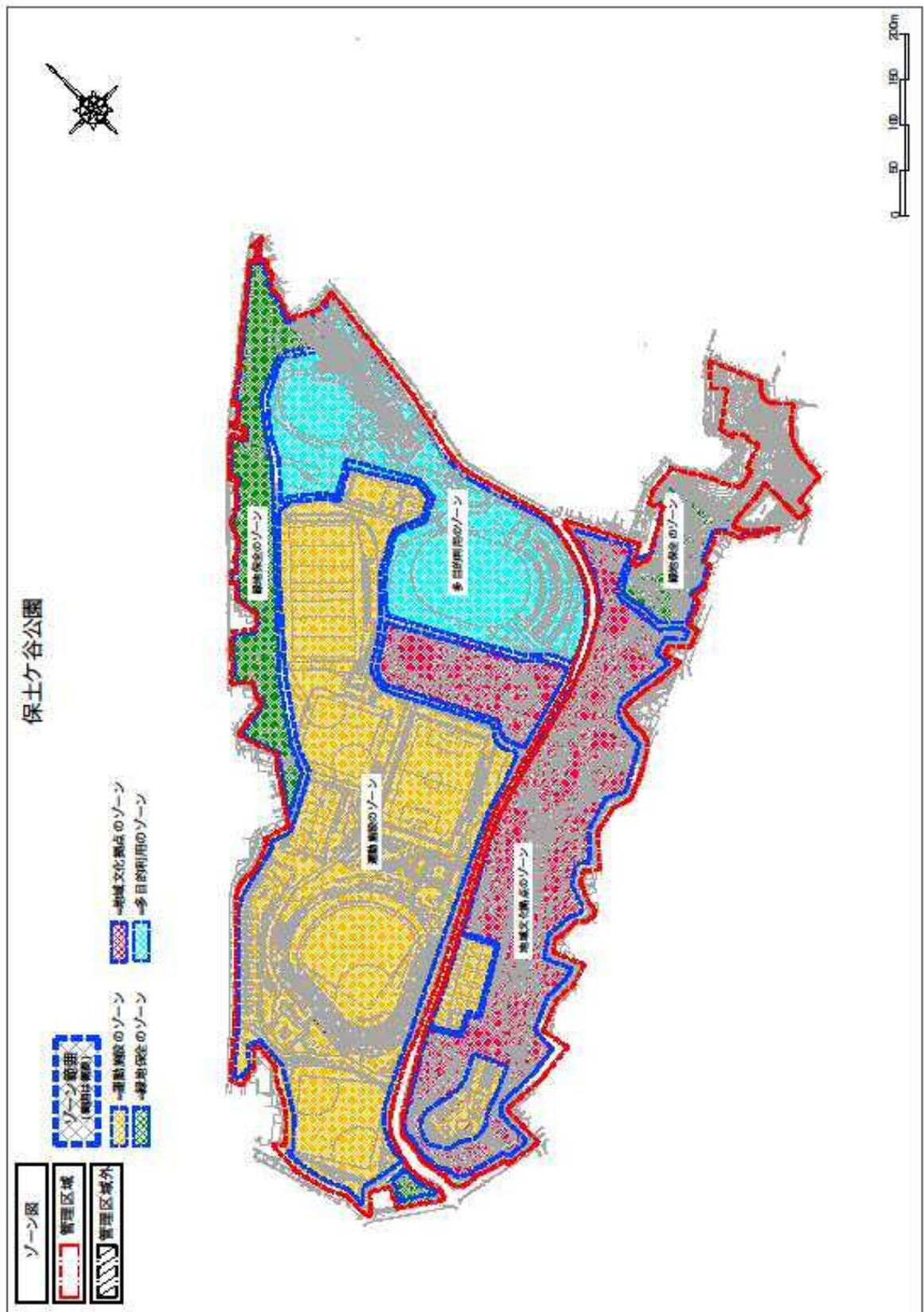
**(4) 地域文化拠点のゾーン**

人と自然が織りなす調和のとれた環境を保全するとともに、管理事務所の講習室や資料展示館等については、情報の発信拠点として、広く県民に提供・体験できるようなゾーンとします。

**(5) 防災機能のゾーン**

都市における大規模なオープンスペースであり、災害時の広域避難場所及び広域応援活動拠点として、その防災機能を確保します。

【保土ヶ谷公園ゾーン図】



### 3-4 整備の方針

公園の再整備・拡大整備・長寿命化などについては、本公園の性格・役割に照らし、長期的な視点に立つことを基本としますが、本公園のむこう 10 年間を見据えた目標を踏まえ、10 年間の整備計画を設定し、整備を行うものとします。

整備にあたっては、財政面での制約が厳しくなる中、民間事業者の資金・人的資源・ノウハウといった活力を、県立都市公園の整備に活かす必要があることから、様々な公民連携の活用を検討します。

#### (1) 整備方針

県立都市公園としては唯一の運動公園であることから、各運動施設を広く県民に提供し、健康の増進とスポーツの普及に寄与すること及び、社会状況の変化にに合わせてユニバーサルデザインの推進や緑の保全、防災機能を確保する公園をめざし、次を整備方針とします。

- 長寿命化計画に基づく施設の更新により、公園施設の安全な利用、災害時の機能発揮を確保できるよう、計画的に整備を行います。
- 誰もが利用しやすい公園とするため、ユニバーサルデザインの推進や、多言語表示のための計画的な整備を行います。
- 計画的な法面対策や樹林地管理により、安全で良好な自然を維持します。

#### (2) おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設等

次の施設等については、速やかに着手することが望ましいため、Park-PFI など官民連携の手法を含め、重点的な着手についての検討を行います。

名 称	所在ゾーン	事業効果	整備時期
公式野球場	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
サッカー場スタンド	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
ラグビー場スタンド	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
ラグビー場更衣室	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
ラグビー場人工芝グラウンド	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
テニスコート	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
体育館	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
機械・電気設備	(1)運動施設ゾーン	老朽化施設の更新等	
トイレの洋式化	(3)多目的利用ゾーン	ユニバーサルデザインの対応	
法面保護施設整備	(2)緑地保全ゾーン	防災機能の向上	